

電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構規程

制定 令和4年3月14日規程第61号
最終改正 令和7年2月21日規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）の規定に基づき、電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、電気通信大学（以下「本学」という。）が教育・研究・実現の場として様々な社会的課題を自律的かつ連続的に解決しながら発展しつづける共創進化スマート社会の実現の拠点となり、自らも共創進化スマート大学となるための全学的な戦略（以下「基本戦略」という。）を作成し、これを実現するための活動の推進することを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は機構の業務を総括する。

(副機構長)

第4条 機構に副機構長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(部門)

第5条 機構に、基本戦略を実現するための活動を全学的に推進するため次の各号に掲げる組織（以下「各部門」という。）を置く。

- (1) 共創進化スマート大学実現部門
- (2) 共創進化スマート社会実現部門
- (3) 共創進化スマート社会基盤プラットフォーム研究部門
- (4) 共創進化スマート社会人材養成部門

2 各部門の業務は、別に定める。

(部門の構成)

第6条 各部門に、それぞれ次に掲げる者を置き、当該各部門を構成する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 部門員

(部門長)

第7条 部門長は、機構長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、各部門の業務を総括する。

3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第8条 副部門長は、機構長が指名する者をもって充てる。

- 2 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 3 副部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門員)

第9条 部門員は、機構長が必要と認めた者をもって充てる。

- 2 前項のほか、機構長が必要に応じて特定任期付職員、非常勤職員その他の職員を部門員として置くことができる。

(部門担当理事)

第10条 別表に掲げる担当理事は、当該別表に定める部門に対する指導、助言その他の部門の活動に必要な措置を講じるものとする。

(統括会議)

第11条 機構に、次に掲げる事項を審議するため、統括会議を置く。

- (1) 基本戦略に関すること
- (2) 各部門の活動並びに相互連携に関すること
- (3) その他機構の活動に関する重要な事項に関すること
- 2 統括会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 部門長
 - (4) 副部門長
 - (5) その他機構長が指名する者
- 3 前項第5号に定める者(部門員を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 機構長は、統括会議を主宰し、その議長となるものとする。
- 5 統括会議の運営等に関し必要な事項は、統括会議が別に定める。

(部門会議)

第12条 各部門に、部門の業務運営に関する事項を審議するための部門会議を置く。

- 2 部門会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 部門長
 - (2) 副部門長
 - (3) 別表に掲げる担当理事
 - (4) 別表に掲げる担当課長
 - (5) その他部門長が指名する者
- 3 部門長は、部門会議を主宰し、その議長となるものとする。
- 4 部門会議の運営等に関し必要な事項は、部門会議が別に定める。

(UEC J-PEAKS研究力向上計画推進本部)

第12条の2 機構に、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)に関連する事業促進のため、UEC J-PEAKS研究力向上計画推進本部(以下「本部」

という。)を置き、本部に関し必要な事項は、別に定める。

(施設・設備管理委員会)

第13条 機構が専ら管理を行う施設及び設備(以下「施設等」という。)の運営に関し必要な事項を処理するため、機構に、施設・設備管理委員会(本条及び次条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項のほか、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 共創進化スマート社会を支える新たな価値の創造の実践拠点として自ら共創進化スマート大学となるための施設等の整備方針に関すること。

(2) その他統括会議から委任された事項に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 副機構長

(2) 各部門の副部門長

(3) 総務部長

(4) 総務部総務企画課長

(5) その他委員会が必要と認めた者

4 副機構長は、委員会の長(次項において「委員長」という。)として、委員会を主宰し、その議長となる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が議長を代行する。

6 機構長及び各部門長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

8 議長は、第2項の議事について統括会議に報告するものとする。

9 前各項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(ワーキンググループ)

第14条 次に掲げる事項を処理するため、委員会の議に基づき、委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

(1) 特定の施設等の利用に関すること。

(2) 施設等の運営に係る専門的・技術的なこと。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(アドバイザリーボード)

第15条 機構に、アドバイザリーボードを置く。

2 アドバイザリーボードは、機構の運営及び活動を円滑に推進するに当たって必要となる専門的・技術的な事項について、機構長に対して意見及び助言を行うものとする。

3 アドバイザリーボードは、若干人で構成する。

4 アドバイザリーボードの構成員(以下「アドバイザー」という。)は、大学運営又は企業経営等に関し広くかつ高い識見を有する学外有識者のうちから、機構長が委嘱する。

5 アドバイザの任期は、2年以内で機構長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。

6 アドバイザリーボードに座長を置き、機構長が指名するアドバイザーをもって充てる。

7 座長は、アドバイザリーボード会議を主宰し、その議長となる。

8 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するアドバイザーがその職務を代行する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学共創進化スマート社会実現推進機構準備室要項は、廃止する。

附 則 (令和5年3月8日規程第102号)

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

附 則 (令和6年6月5日規程第9号)

この規程は、令和6年6月5日から施行する。

附 則 (令和7年2月21日規程第34号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条、第12条関係）

部門	担当理事	担当課長
共創進化スマート 大学実現部門	総務・財務戦略担当◎ 共創進化スマート大学データ利活用担当	総務企画課長◎ 施設課長 教務課長 学術情報課長
共創進化スマート 社会実現部門	研究・産学官連携戦略担当◎ 国際・広報戦略担当	研究推進課長◎ 国際課長
共創進化スマート 社会基盤プラットフォーム研究部門	研究・産学官連携戦略担当◎	研究推進課長◎
共創進化スマート 社会人材養成部門	教育戦略担当◎ 共創進化スマート大学データ利活用担当	教務課長◎

備考 ◎は主担当を示す。